

### 競争契約に関する誓約

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、以下の入札心得及びその他入札関係配布資料の内容について熟知・遵守していることは、入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

## 沖縄総合事務局総務部競争契約入札心得

（平成 8 年 4 月 1 日総務部長制定）

（目的）

第 1 条 沖縄総合事務局総務部所掌に係る一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、会計法（昭和 22 年法律第 35 号。以下「法」という。）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和 55 年政令第 300 号。以下「特例政令」という。）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令（昭和 55 年大蔵省令第 45 号。）、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）、契約事務取扱規則（昭和 37 年大蔵省令第 52 号）その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

（一般競争参加の申出）

第 2 条 一般競争に参加しようとする者は、入札の公告において指定した期日までに当該公告において指定した書類を契約担当官等（法第 29 条の 3 第 1 項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

ただし、電子入札システム及び電子調達システム（以下「電子システム」という。）による入札参加者は、当該公告において指定した書類を電子システムの入力画面上において作成し、入札の公告において指定した日時までに提出しなければならない。

（入札保証金等）

第 3 条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札執行前に、見積金額の 100 分の 5 以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を歳入歳出外現金出納官吏又は取扱官庁に納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 入札参加者は、入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供する場合は関係職員の調査を受け、その面前においてこれを封かんの上、氏名及び金額を封皮に明記して保管金提出書（様式第 1 号）（有価証券を提供する場合は、当該提出書）を添えてしなければならない。

- 3 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後に保管金受領証書（様式第2号）と引換えに還付する。
- 4 入札保証金又は入札保証金に代わる担保のうち、落札者の納付又は提供に係るものは、その者が契約を結ばないときは国庫に帰属する。
- 5 入札参加者は、第1項ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を契約担当官等に提出しなければならない。
- 6 入札参加者が、入札保証金の納付に代えて提供することができる担保は、次の各号に掲げるものとする。
  - 一 国債
  - 二 政府の保証のある債券
  - 三 資金運用部資金法第7条第1項第9号に規定する金融債
  - 四 日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道及び日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社が発行した債券で第2号以外のもの（以下「公社債」という。）
  - 五 地方債
  - 六 契約担当官等が确实と認める社債
  - 七 銀行又は契約担当官等が确实と認める金融機関（出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。以下同じ。）が振り出し又は支払保証をした小切手
  - 八 銀行又は契約担当官等が确实と認める金融機関が引き受け又は保証若しくは裏書をした手形
  - 九 銀行又は契約担当官等が确实と認める金融機関に対する定期預金債権
  - 十 銀行又は契約担当官等が确实と認める金融機関の保証
- 7 前項に掲げる担保の価値は、次の各号に掲げる担保について当該各号に掲げるところによる。
  - 一 国債又は地方債 政府ニ納ムベキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件（明治41年勅令第287号）又は同令の例による金額
  - 二 政府の保証のある債券、金融債、公社債及び契約担当官等が确实と認める社債額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の8割に相当する金額
  - 三 銀行又は契約担当官等が确实と認める金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手 小切手金額

四 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関が引き受け又は保証若しくは裏書をした手形 手形金額（その手形の満期の日が当該手形を提供した日の一月後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額）

五 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関に対する定期預金債権  
当該債権証書に記載された債権金額

六 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関の保証  
その保証する金額

8 入札参加者は、第1項本文の規定により提供する入札保証金に代わる担保が銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）に対する定期預金債権である場合においては、当該債権に質権を設定し、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行等の承諾を証する確定日付のある書面を提出しなければならない。

9 入札参加者は、第1項本文の規定により提供する入札保証金に代わる担保が銀行等の保証である場合においては、当該保証を証する書面を提出しなければならない。

（入札等）

第4条 入札参加者は、入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書、仕様書、図面、契約書案等（以下「入札関係図書」という。）及び現場等を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、入札関係図書及び現場等について疑義があるときは、入札時刻に支障を及ぼさない範囲内で関係職員の説明を求めることができる。

2 入札参加者は、入札書（様式第3号）を作成し、封かんの上、入札者の氏名（法人にあっては、法人名）、あて名及び入札件名を表記し、入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書に示した日時までに入札しなければならない。

ただし、電子システムによる入札参加者は、電子システムの入力画面上において入札書を作成し、入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書に示した日時までに提出し、入札書受付票等により契約担当官等から適正に受理された旨の確認を受けなければならない。

3 入札参加者は、入札保証金の全部の納付を免除された場合であって、契約担当官等においてやむを得ないと認められたとき又は特例政令第2条に定める調達契約を行うときは、郵便をもって入札することができる。この場合においては、二重封筒とし、中封筒の表に前項の所定事項を記載し、これを表封筒に封かんの上、「入札書在中」と朱書して書留郵便とし、契約担当官等あて親展で提出しなければならない。

- 4 特例政令第2条に定める調達契約に係る場合は、入札参加者は、契約担当官等により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参するものとする。ただし、郵便による入札の場合は、当該通知書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送しなければならない。
- 5 第3項の入札書は、入札日の前日（特例政令第2条に定める調達契約に係る場合は、入札の公告又は公示に示した時刻）までに到達しないものは無効とする。
- 6 入札参加者は、入札書を一旦入札した後は、開札の前後を問わずその引き換え、変更又は取り消しをすることができない。
- 7 入札参加者が、代理人によって入札する場合には、入札前に代理人の資格を示す委任状（様式第4号）を入札担当職員に提出するものとし、入札書には代理人の表示をしなければならない。
- 8 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 9 入札参加者は、入札時刻を過ぎたときは、入札することができない。
- 10 入札参加者は、次の各号の一に該当するものをその事実があった後2年間入札代理人とすることができない。
  - 一 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正な行為をした者
  - 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
  - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - 六 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 11 入札参加者は、入札書の提出（電子システムにより入札した場合を含む。）をもって暴力団排除に関する誓約事項（別添1）に誓約したものとする。代理人をして入札した場合においても同様とする。

#### （入札の辞退）

第4条の2 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

ただし、電子システムによる入札参加者が入札を辞退するときは、入札辞退届を作成の上、電子システムにより提出するものとする。

一 入札執行前にあっては、入札辞退届（様式第5号）を契約担当官等に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

二 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札担当職員に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第4条の3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（入札の取りやめ等）

第5条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（開札）

第6条 開札は、入札終了後直ちに入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書に示した場所及び日時に入札者を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員をして開札に立ち合わせて行うものとする。

（無効の入札）

第7条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

一 競争に参加する資格を有しない者のした入札

二 委任状を持参しない代理人のした入札

三 所定の入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保の提供をしない者のした入札

四 記名を欠く入札（電子システムによる場合は、電子証明書を取得していない者のした入札）

五 金額を訂正した入札

六 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

七 明らかに連合によると認められる入札

八 同一事項の入札について、同一人が2通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札

九 入札時刻に遅れてした入札

十 虚偽の誓約をし、若しくは誓約に反することとなった入札

十一 代表者の了承を得ていない等、入札書に偽りがあると判明した入札

十二 その他入札に関する条件に違反した入札

(入札書等の取り扱い)

第7条の2 提出された入札書は開札前も含め返却しないこととする。入札参加者が連合し若しくは不穩の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足る事実を得た場合には、入札書及び工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

(再度入札)

第8条 開札の結果予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことができるものとする。この場合第1回目の最高又は最低の入札価格を下回る又は上回る価格で入札した者の入札は無効とし、当該入札に係る第3回目以降の入札参加者の資格を失うものとする。第3回目以降に行う入札についても上記を準用して行うものとする。

ただし、建設工事の競争契約入札の場合にあつては、入札執行回数は、原則として、2回を限度とするものとする。

2 前項の入札を行ってもなお落札者がいない場合は、契約担当官等は当該入札を打ち切ることがある。

3 第1項の入札には、前条に規定する無効の入札をした者は参加することができない。

4 郵便による入札を行った者がある場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、契約担当官等が指定する日時において、再度の入札を行う。

(工事請負契約についての低入札価格調査制度、調査基準価格)

第9条 沖縄総合事務局総務部所掌に係る工事の請負契約（予定価格が1,000万円を超えるものに限る。）について予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第85条（同令第98条において準用する場合を含む。）に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがある場合の基準は、その者の申込みに係る価格が、契約ごとの3分の2から10分の9.2の範囲内で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

2 調査基準価格に満たない価格をもって入札した者は事後事情聴取に協力すべきものとする。

(落札者の決定)

第10条 契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格を

もって入札した者又は予定価格の制限の範囲内で、公告及び入札説明書で示された計算方法により得られた値（入札公告及び入札説明書において「評価値」と記す。）の最も高い者を落札者とする。ただし、調査基準価格に満たない価格をもって入札した者がいた場合は、入札を「保留」し、調査のうえ落札者を後日決定する。この場合は、最低の価格をもって入札した者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。

- 2 入札を「保留」した場合は落札者を決定次第、その結果を、落札者及び最低価格入札者（最低価格入札者と落札者が異なった場合のみ）に通知し、他の入札者にはその旨通知する。

（同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定）

第11条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者、郵便又は電子システムによる入札者で当該入札に立ち会わない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（契約保証金等）

第12条 落札者は、契約書の作成を要する場合においては、契約書案の提出と同時に、契約書の作成を省略できる場合においては、落札決定後速やかに契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を歳入歳出外現金出納官吏又は取扱官庁に納付し又は提出しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

- 2 契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し又は提供する場合は、それぞれ保管金提供書を添えてしなければならない。

- 3 第3条第6項の規定は、落札者が契約保証金の納付に代えて提供することができる担保について準用する。

- 4 第3条第9項の規定は第1項の規定により提供する契約保証金に代わる担保が銀行等に対する定期預金債権である場合について、同条第10項の規定は第1項の規定により提供する契約保証金に代わる担保が銀行等の保証である場合について準用する。

- 5 第1項ただし書の場合において、契約保証金の納付を免除された理由が、保険会社との間に国を被保険者とする履行保証保険契約を結んだことによる場合は、落札者は、契約担当官等が指示するときまでに当該履行保証保険証券を契約担当官等に提出しなければならない。

（入札保証金等の振替）

第13条 契約担当官等は、落札者からの申出により落札者に払い戻すべき入札保証金を契約保証金の一部に振り替えることができる。

(契約保証金の返還)

第 14 条 契約保証金は、契約の履行が完了したことを確認した後、保管金払渡請求書により返還するものとする。

なお、この場合、利息は付さないものとする。

(契約書等の提出)

第 15 条 落札者は、契約書を作成するときは、契約担当官等から交付された契約書案に基づいて作成し、記名押印の上、落札決定日の日から 7 日以内に、これを契約担当官等に提出しなければならない。ただし、入札後契約前 V E 方式工事で、落札者が V E 提案を提出した場合には、この期間を延長することができる。

2 契約担当官等は、落札者が前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、当該落札者を契約の相手方としないことがある。

3 契約担当官等が、契約書の作成を要しないと認めた場合においては、落札者は、落札決定後速やかに請書その他これに準ずる書面を契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等がその必要がない旨指示したときは、この限りでない。

4 契約担当官等が入札公告において契約書を電磁的記録により作成することができるとした契約について、落札者が電子システムにより入札を行った場合は、第 1 項の規定にかかわらず、電子システム等において契約担当官等が作成した契約書案の電磁的記録に電子署名を付すことにより契約書案への記名押印及び提出に代えることができる。

(業務等完了保証人)

第 16 条 落札者は、測量・建設コンサルタント等及び製造（以下この条において「業務等」という。）の請負契約については、国の競争に参加できる資格を有する者のうちから自己に代わって自ら業務等を完了することを保証する他の同業者を保証人として立てることができる。

2 前項の保証人の選定については、契約担当官等の承諾を得なければならない。

(異議の申立)

第 17 条 入札をした者は、入札後この心得、入札の公告又は指名通知書、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他の事項)

第 18 条 この心得に掲げるほか、入札に必要な事項は別に指示するものとする。



附則

この心得は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この心得は、平成 1 1 年 8 月 2 4 日から施行する。

附則

この心得は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この心得は、平成 1 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

附則

この心得は、平成 2 1 年 6 月 1 0 日から施行する。

附則

この心得は、平成 2 6 年 1 月 1 日から施行する。

附則

この心得は、平成 2 6 年 4 月 1 0 日から施行する。

附則

この心得は、平成 2 6 年 7 月 1 6 日から施行する。

附則

この心得は、令和元年 5 月 1 5 日から施行する。

附則

この心得は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(様式第1号) (第3条)

## 保管金提出書

第	号	受
令和	年 月 日	付

¥ \_\_\_\_\_ (現金又は保管金領収証書の別)

提出の事由 令和 年 月 日 公告の入札保証金

上記の金額を提出します。なお、上記金額は、公告のとおり契約保証金又は売却代金に充当したいので、申し添えます。

令和 年 月 日 住 所

商号又は名称

代表者氏名

沖縄総合事務局総務部会計課

歳入歳出外現金出納官吏

会計課長 ○○ ○○ 殿

入札保証金 受入済	契約保証金 充当決定	売却代金 充当決定	保証金返還 決定	保証金国庫 帰属決定
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
確認者氏名 ( )	確認者氏名 ( )	確認者氏名 ( )	確認者氏名 ( )	確認者氏名 ( )
(保管金台帳 登記済)	(保管金台帳 登記済)	(保管金台帳 登記済)	(保管金台帳 登記済)	(保管金台帳 登記済)
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

(様式第2号) (第3条)

# 保管金受領証書

第 号

¥ \_\_\_\_\_

保管の事由 令和 年 月 日公告の一般競争入札保証金として

上記の金額領収致しました。

令和 年 月 日

沖縄総合事務局総務部会計課  
歳入歳出外現金出納官吏  
会計課長 ○○ ○○ 印

住 所

商号又は名称

代表者氏名 殿

上記の金額領収致しました。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

沖縄総合事務局総務部会計課  
歳入歳出外現金出納官吏  
会計課長 ○○ ○○ 殿

(様式第3号) (第4条)

# 入札書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

沖縄総合事務局総務部長

〇〇 〇〇 殿

(入札者)

住 所

商号又は名称  
代表者氏名

(代理人)

氏 名

¥

ただし、

の代金

上記のとおり、入札心得、指名通知書記載事項及び現場説明事項を承知の上入札します。

(担当者) ※代理人と異なる場合に記入すること。

氏 名 :

連絡先 :

(注意事項)

- 金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記すること。
- 用紙の寸法は、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用すること。

(様式第4号) (第4条)

# 委任状

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め下記権限を委任します。

記

- 1 入札年月日 令和 年 月 日
- 2 件 名
- 3 入札書に関する一切の件

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称  
代表者氏名

支出負担行為担当官

沖縄総合事務局総務部長

〇〇 〇〇 殿

(担当者) ※代理人と異なる場合に記入すること。

氏 名 :

連絡先 :

(様式第5号) (第4条の2)

# 入札辞退届

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

沖縄総合事務局総務部長

〇〇 〇〇 殿

(入札者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(代理人)

氏 名

件 名

上記について指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。

(注意事項)

1 用紙の寸法は、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用すること。

(担当者) ※代理人と異なる場合に記入すること。

氏 名:

連絡先: